

丙A第22号証

中城湾港泡瀬地区開発事業に関する協定書

沖縄県知事（以下「甲」という。）及び沖縄市長（以下「乙」という。）は、中城湾港泡瀬地区開発事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力体制）

第1条 本事業を円滑に推進するため、甲乙は協力して事業の執行に当たるものとする。

（基盤施設整備）

第2条 区画道路、公園、上下水道等の基盤施設の整備については、甲乙は協力して国庫補助事業の導入に努め、乙が実施主体となり整備するものとする。

なお、国庫補助対象外の事業については、別添1の処分区分に基づき、各々で整備するものとする。

2 前項に基づき甲が整備した基盤施設については、乙に譲渡するものとする。

（港湾施設の管理委託）

第3条 甲は、甲が整備した港湾施設のうち、臨港道路以外の施設については、乙に管理を委託するものとする。

2 海浜緑地、人工ビーチの管理委託に要する経費については、乙の負担とし、その他の施設については、甲の予算の範囲内で甲が乙に委託料を支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず埠頭及び人工干潟の管理委託については、甲乙協議して決定するものとする。

（国有地譲渡時期等の協議）

第4条 甲は、乙が予算において債務負担行為を設定し、甲と乙において、別添2の国有地取得区分に基づき、乙が甲から土地を購入する時期及び価格等について協議書を締結した後、国と国有地譲渡に係る協議を行い、国より土地の譲渡を受けるものとする。

（国有地取得後の譲渡）

第5条 乙は、前条協議書に基づき速やかに甲から土地を購入するものとし、甲は必要に応じて地盤改良を行うものとする。

2 譲渡価格については、国からの土地の購入費、土地の整備、各種調査等に要する諸費用を含めるものとする。



(公共マリーナの整備・管理主体)

第6条 埋立後のマリーナ施設の整備、管理運営方法等については、甲乙協議して決定するものとする。

(企業誘致)

第7条 企業誘致は、甲乙協力して行うものとする。

(疑義事項等の協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

なお、この協定の締結により前協定（平成9年1月30日 締結）は廃止するものとする。

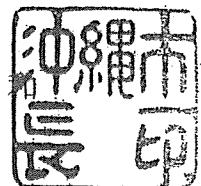
平成15年3月28日

甲 沖縄県知事

稻嶺 恵

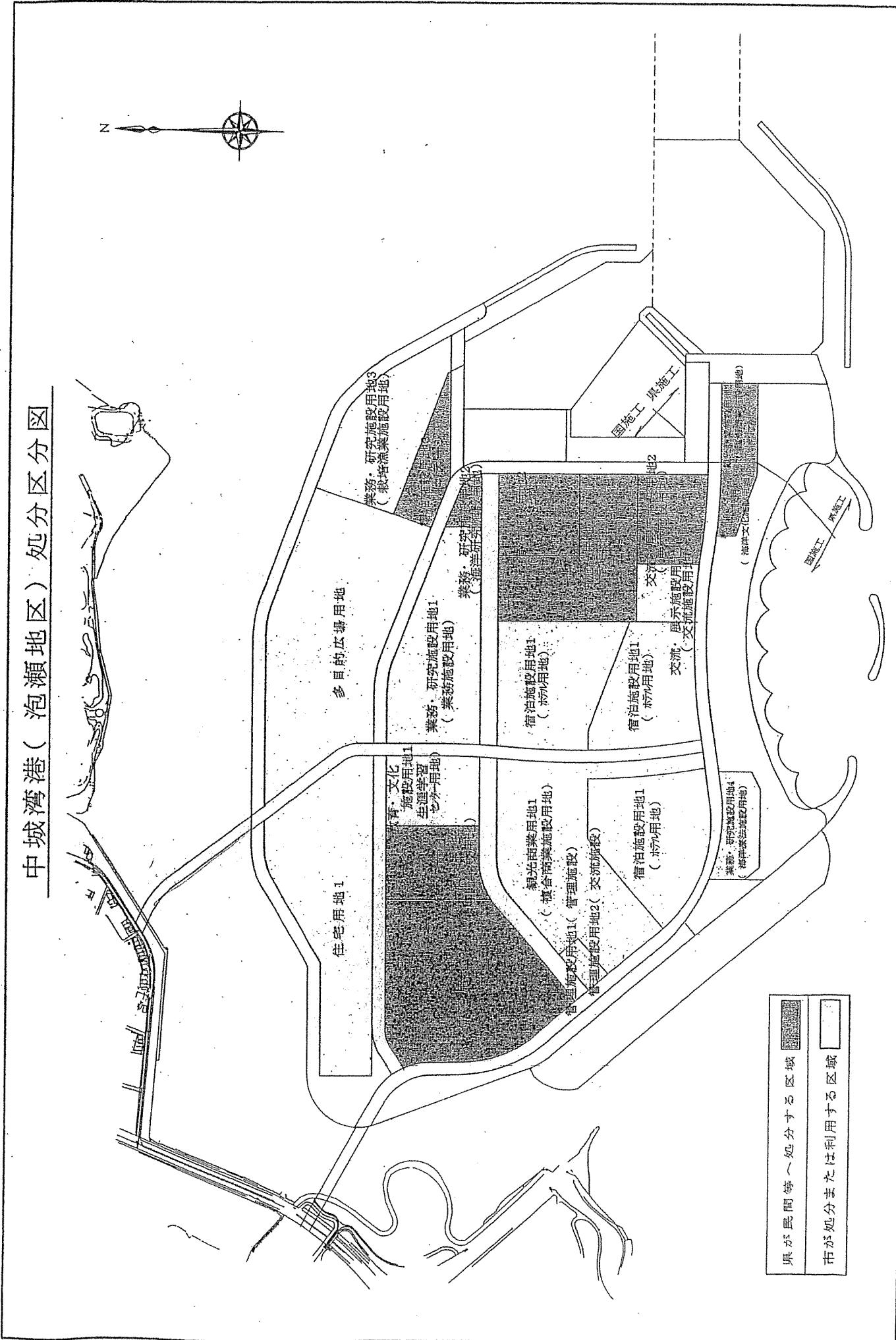
乙 沖縄市長

仲宗根 正



別添 1

中城湾港（泡瀬地区）処分区区分図



別添 2

中城湾港(泡瀬地区) 国有地取得区分図

